

2020年度 障がいのある学生に対する合理的配慮の取組状況について

2019年度4月1日より「星美学園短期大学障がい学生支援基本方針」が施行されている。2020年度は、以下の取り組みを実施した。

1. 在学生の支援の実施

合理的配慮願が提出された学生に対しては面談を実施し、学生生活における合理的配慮の具体的内容について話し合い、合意形成を図った。合理的配慮願の内容に基づき、①座席位置の配慮、②定期試験時の試験時間の延長、③試験の回答用紙への配慮、④移動教室等への移動時の配慮、⑤授業時のICレコーダーの使用許可を行なった。

次年度は、合理的配慮の内容が実態に見合ったものであったか、確認・修正を行う計画である。

2. 障がい学生支援のホームページ作成

星美学園短期大学の障がい学生支援の内容を受験生や在学生、保護者へ周知するために、障がい学生支援に関するホームページを作成した。